

# 裁判員制度フォーラム in 北秋田

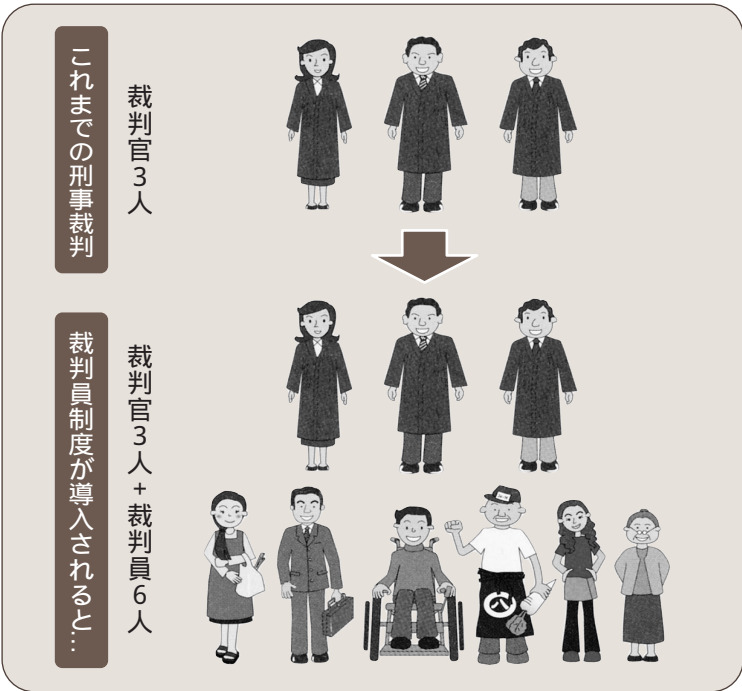
裁判員制度の理解を深める裁判員制度フォーラムin北秋田が10月28日(日)北秋田市中央公民館で開催されました。同制度は国民が重大な刑事裁判に参加して、証拠に基づいて裁判官と一緒に被告人が無罪か有罪か、有罪ならどんな刑にすべきかを議論(評議)し決定(評決)する制度で、2009年5月までに導入されることになっています。



近藤支部長の説明を真剣に聞く参加者

この日は、一般の市民も加わって進める同制度の概要や、裁判員が選任されるまでの手続き、辞退できる場合などをわかりやすく解説した映画「裁判員」も選ばれ、そして見えてきたもの」の上映に続き、秋田地方裁判所大館支部の近藤裕之支部長が裁判員制度のポイントを解説しました。最後に行われた質疑応答では、候補者名簿は毎年更新されるのか、事件の内容が裁判員に伝えられるのはいつの時点か、裁判の当日に大量の書類を見せられても、時間的に事件の内容を理解するのは無理ではないか等の質疑があり、参加者の制度に対する関心の高さが伺えました。

裁判に参加していただくことで、裁判を身近に感じていただき、分かりやすい裁判の実現を通して、司法への信頼が高まっていくことが期待されています。



### 裁判員制度とは

裁判員制度は、国民の皆さんに、刑事手続のうち地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするのかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。原則として裁判員6人と裁判官3人が、一緒に刑事裁判の審理に出席し、証拠調べ手続や弁論手続に立ち会った上で、評議を行い、判決を宣告します。

## 裁判員に選任されるまでの流れ

裁判員候補者名簿の作成  
選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年抽選で選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。この名簿に載った方には、その旨を通知します。

事件ごとにくじで裁判員候補者が選ばれます  
実際に裁判員裁判を行うことになった際に、裁判員裁判の対象となる事件ごとに、裁判員候補者名簿の中から、さらにくじでその事件の裁判員候補者を選び、呼出状を送ります。呼出状には裁判員を務めていただく期間を記載する予定です。通常は、同時に質問票をお送りして、辞退事由等の有無を確認します。

裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続を行います  
裁判長から、事件との利害関係の有無、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問されます。(通常は裁判当日午前中)

裁判員となる人を決定します  
裁判所は辞退を認めるか、不適格事由に該当しないかなどを考慮しつつ、最終的にはくじも交えて裁判員6人を決定します。必要な場合は補充裁判員も選びます。

裁判員裁判が始まります(通常は、裁判当日午後)

## 裁判員制度Q&A

裁判員に選ばれたらどのようなことをするのでしょか

答 次のような仕事があります。  
公判に出席する裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理(公判)に出席します。公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員が質問することもできます。

評議、評決をする証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し、決定します。

判決の宣告評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告します。

裁判員になることを辞退することはできますか  
答 原則として辞退できないことになっています。ただし、次のような人は申し出をして、裁判所から認められると辞退することができます。

70歳以上の人 学生 一定のやむを得ない理由があって、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人(重い病気や怪我、同居親族の介護や養育、事業に著しい損害が生じるおそれがあること、父母の葬式等)

裁判員に選ばれる確率はどのくらいですか

答 秋田県内で裁判員に選ばれる確率は平成17年の場合、秋田地方裁判所で該当になる裁判は15件で、有権者約96万人の中から、選ばれる確率は約1万700人に1人、北秋田市の場合で試算すると、1年間に3人〜4人が選ばれる計算となります。

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

